

東彼杵町企業管理規程第2号

東彼杵町水道料金の減免に関する取扱規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年11月17日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

### 東彼杵町水道料金の減免に関する取扱規程の一部を改正する規程

東彼杵町水道料金の減免に関する取扱規程（平成29年水道事業管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(減免額の算定)</p> <p>第4条 減免額は、次に掲げる式により計算した額とする。</p> <p>(1) 漏水による減免額＝漏水した月の料金－<u>通常使用水量により算定した額</u></p> <p>(2) ・ (3) (略)</p> <p>2 _____ _____通常使用水量は、次のうち最も適当なものを管理者が定める。</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(減免額の算定)</p> <p>第4条 減免額は、次に掲げる式により計算した額とする。</p> <p>(1) 漏水による減免額＝漏水した月の料金－<u>漏水した月の水量から推定漏水量の2分の1を減じた水量により算定した額</u></p> <p>(2) ・ (3) (略)</p> <p>2 <u>前項の式における推定漏水量とは漏水した月の水量と通常使用水量との差をいい、通常使用水量は、次のうち最も適当なものを管理者が定める。</u></p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>3 (略)</p>

#### 附 則

この規程は、令和6年1月1日から施行する。